

6.地区計画

地区計画

市街地整備の進展とともに、身近な環境に対する関心が高まり、住民参加によりまちづくり運動が進められてきています。こうした流れに対応するため都市計画法の中に地区計画制度が昭和55年に創設されました。

地区計画は、住民が主体となってその地区の特性をいかしたまちづくりのルール(道路・公園等の配置、建築物の用途・高さ・敷地の規模等)を定め、良好な環境の形成や保全を図る地区レベルでの都市計画です。

本市では、矢板南工業団地において周辺環境と調和した良好な生産環境を形成保全することを目的に、平成9年4月に計画決定し、また木幡土地区画整理事業地区の木幡

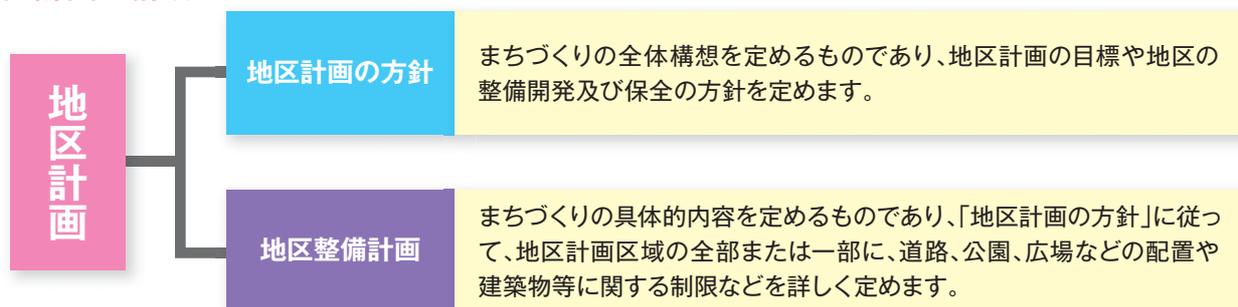
地区においては合理的な土地利用と良好な居住環境の形成を図るため、平成13年3月に計画決定し、つつじが丘ニュータウン地区では、地区の特性に応じた合理的な土地利用と、緑豊かなうらおいのある居住環境の形成を図るため、平成20年10月に計画決定しました。

さらに、片岡駅周辺の整備に合わせて、片岡駅西地区において、商業・業務用施設等の立地誘導を図るとともに、街並みに配慮した魅力的な駅前地区として相応しい沿道型商業地としての土地利用を誘導するため、平成26年12月に計画決定しました。

地区計画一覧

名称	位置	面積(ha)	制限等の内容	計画決定年月日	変更
矢板南産業団地地区計画	矢板市こぶし台	77.6	用途制限、壁面の位置、かき・さくの構造	H9.4.8	H24.2.14
木幡地区地区計画	矢板市木幡及び富田の各一部	27.1	用途制限、敷地面積、壁面の位置 かき・さくの構造	H13.3.23	
つつじが丘ニュータウン地区計画	矢板市乙畑の一部	16.8	用途制限、容積率、建ぺい率、敷地面積 壁面の位置、建築物等の高さ、かき・さくの構造	H20.10.10	
片岡駅西地区地区計画	矢板市石関、乙畑及び片岡の各一部	3.3	用途制限、建築物等の形態・意匠の制限、かき・さくの構造	H26.12.25	

地区計画の構成



矢板南産業団地



木幡地区



つつじが丘ニュータウン



片岡駅西地区